東京局-3-279 令和3年9月6日

孫 樹斌 殿



# あっせん開始通知書

あなたから東京労働局長あて令和3年9月3日申請のあったあなたと大宇宙ジャパン株式会社との間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、東京労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 事件番号

東京局-3-279

2 あっせん委員

平岡卓朗 岩崎晃 師子角允彬

※ 現在、回答期限を令和3年9月17日として、紛争の相手方にあっせんへの参加の有無を問い合わせているところです。本件についての連絡、問い合わせは、東京労働局雇用環境・均等部指導課東京紛争調整委員会事務局(版3512-1676 新山文雄、3512-1609 小笠原庄司)までお願いします。

# 紛争調整委員会によるあっせんを求められる方へ

1 この制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条の規定に基づき、個別労働関係紛争 (労動者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。)について、紛争の当事者の双方又は一方 から申請があった場合において、学識経験者から構成される紛争調整委員会があっせんを行うことによ り紛争の解決を図るものです。

なお、以下の場合や紛争は、紛争調整委員会によるあっせん(以下「あっせん」といいます。)の対象にはなりません。

#### 【紛争当事者等に係るもの】

- · あっせんを求める方が、紛争当事者ではない場合
- ・ あっせんを求める方が、労働組合、使用者団体等の団体である場合
- ・ 紛争の相手方に一方的に不満を持っているに過ぎず、紛争の相手方に対し自らの主張を伝えていない 場合

#### 【法律で除外されているもの】

- ・ 労働関係調整法 (昭和 21 年法律第 25 号) 第6条に規定する労働争議に当たる紛争、行政執行法人 の労働関係に関する法律 (昭和 23 年法律第 257 号) 第 26 条第1項に規定する紛争 (既に労働争議と なっている紛争や労働争議となるおそれのある紛争)
- ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業安定生活の充実等に関する法律 (昭和 41 年法律第 132 号)(労働施策総合推進法)第 30 条の4に規定する紛争(職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等に関する紛争)
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号) (男女雇用機会均等法)第 16 条に規定する紛争(性別を理由とする差別的取扱いに関する紛争等)
- ・ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)(パートタイム・有期雇用労働法)第23条に規定する紛争(通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の禁止に関する紛争等)
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) (育児・介護休業法)第53条の2に規定する紛争(育児休業申出があった場合における事業主の義務 等に関する紛争等)
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号) (障害者雇用促進法) 第 74 条の 5 に 規定する紛争 (障害者に対する差別の禁止等に関する紛争等)
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号) (労働者派遣法)第 47 条の6に規定する紛争(派遣先の通常の労働者との間の均等・均衡待遇の確保 の措置に関する紛争等)

#### 【その他】

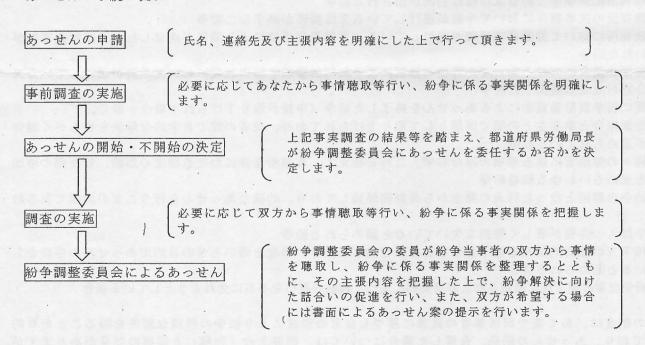
- ・ 裁判所に係争中である又は確定判決が出された紛争
- ・ 裁判所の民事調停において手続が進行している又は調停が終了した紛争
- ・ 裁判所において労働審判手続が進行している、労働審判手続により調停が成立した、又は労働審判が 行われた紛争
- ・ 労働委員会におけるあっせん等他の機関による個別労働紛争解決制度において手続が進行している又 は合意が成立し解決した紛争
- 既に紛争調整委員会によるあっせんを終了した紛争(申請が取り下げられた場合を除く。)
- ・ 労働組合と事業主との間で問題として取り上げられており、両者の間で自主的な解決を図るべく話合 いが進められている紛争
- ・ 個々の労働者に係る事項のみならず、これを超えて、事業所全体にわたる制度の創設、賃金額の増加 等を求めるいわゆる利益紛争
- ・ 紛争の原因となった行為の発生から長期間経過しており、的確なあっせんを行うことが困難である紛争
- 申請人の主張が著しく根拠を欠いていると認められる紛争
- 相手方の社会的信用を低下させることを目的としたり、単なる嫌がらせの目的であっせんの申請をしていると認められる場合
- 紛争当事者間で既に締結された和解契約に基づく義務の履行を不当に免れようとしている場合
- 2 この制度は、あくまで両当事者の真意に基づく合意の形成により紛争の円満な解決を図ることを目的 としており、あっせんの結果、合意した場合については、民事上の「和解」と同様の効果がありますが、 裁判所の判決のような執行力はありません。

3 あっせんの過程においては、紛争調整委員会に所属する委員が紛争当事者の双方から事情を聴取し、紛争に係る事実関係を整理するとともに、紛争解決に向けた話合いの促進を行い、また、当事者双方が希望する場合には、書面によるあっせん案の提示を行うものです。したがって、指定するあっせん期日に出席の上、あっせんに参加していただくことになります。

事実関係を調べるため必要がある場合には、紛争の相手方以外の関係者 (例えば、あなたの職場の同僚 や上司) に対しても、必要な限度であなたの氏名や主張を伝えることとなります。

また、必要に応じ、紛争当事者に係る企業又は当該企業に係る若しくは地域の最近の雇用の実態等について、主要な事業主団体、労働者団体が指名する者から参考人としての意見を聴取することとしています。

- 4 あっせんの手続の開始後においても、前記1に掲げる紛争となった場合や以下に掲げる場合には、その手続を終了することとしていますので、あらかじめ御了承下さい。
  - ・ 提示されたあっせん案を紛争当事者の双方が受諾した場合その他紛争当事者間で何らかの合意が成立 し解決に至ったとき
  - ・ 申請人があっせんの申請を取り下げたとき
  - あっせんを打ち切る場合
    - あっせん開始の通知を受けた被申請者が、あっせん手続に参加する意思がない旨を表明したとき
    - あっせん委員から提示されたあっせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき
    - 紛争当事者の一方又は双方があっせんの打切りを申し出たとき
    - あっせん手続の進行に関して紛争当事者間で意見が一致しないため、あっせんの手続の進行に支障 があると認められるとき
  - その他、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認められるときであっせんを打ち切る場 合
  - ・ 紛争当事者である労働者若しくは労働者であった者が死亡又は紛争当事者である企業が消滅(合併を 除く。個人企業にあっては事業主個人が死亡)した場合
  - 手続の開始後に、前1に掲げるあっせんの対象とはならない事案である事実を把握した場合
- 5 事業主は、労働者があっせんの申請をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行っては ならないこととなっています。
- 6 男女雇用機会均等法第 16 条に規定する紛争、パートタイム・有期雇用労働法第 23 条に規定する紛争 及び育児・介護休業法第 53 条の 2 に規定する紛争についても、都道府県労働局雇用環境・均等部(室) において解決の援助を行っています。また、障害者雇用促進法第 74 条の 5 に規定する紛争については、 都道府県労働局職業安定部において解決の援助を行っています。
- 7 あっせんの手続の流れ



孫 樹斌 殿

# 東京紛争調整委員会 あっせん委員 平岡卓朗

## あっせん打切り通知書

下記の事件について、あっせん委員3人(平岡卓朗、岩崎晃、師子角允彬)で協議を行った結果、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認め、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第15条の規定に基づきあっせんを打ち切ることとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第12条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 事件番号 東京局-3-279
- 2 申請人 孫 樹斌
- 3 被申請人 大宇宙ジャパン株式会社 (代表取締役 中山 国慶)
- 4 申請日 令和3年9月3日
- 5 あっせんを求める事項(変更又は追加があった場合はその内容及び変更又は追加を求めた年月日)

別紙「あっせん申請書」写しのとおり

- 6 打切り年月日 令和3年9月16日
- 7 打切りの理由

被申請人が、あっせんの手続きに参加する意思のない旨を表明したことにより、個別 労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第12条第1項第1号に該当するもの であること。

# 様式第1号(第4条関係)(表面)

あっせん申請書

			めってもの中間目		
	労働者	もりがな 氏名	ソン ジュヒン 孫 樹斌		
紛		住所	〒136-0073 東京都江東区北砂 5 丁目 20 番 10-609 電話 080 (4658) 1518		
争当	事業主	氏名又は名称	大宇宙ジャパン株式会社 代表取締役 中山国慶		
事		住所	〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-28-5 電話 03 (6893) 1700		
者		※上記労働者 に係る事業			
		場の名称及び所在地	電話()		
あっせんを求める事項及びその理由			2021年6月1日に無期雇用正社員として入社し、AM2部部長の指示を受けてYHプロジェクトの受入検証の職にあり。 6月14日AM2部長にYH品質悪いを報告し、26月24日AM本部長にYH品質悪いを報告し、6月29日AM本部長にYH違法の件を報告しました。7月29日AM本部長から8月31日付けの解雇すると通告を受けた。8月6日管理部部長(取締役)と副部長にYH違法の証拠を転送した。8月3日管理部部長、8月24日管理部部長と副部長、三回解雇通知書と理由証明書を請求した。不正行為を内部告発したことで報復的に懲戒解雇した。会社側の主張はいずれも事実とは異なるものである。さらに私の社会信用と名誉を損害する。したがって、就職規則による解雇事由には該当せず、解雇は無効である、解雇されて以降支払われていない賃金(2021年9月より)の支払いを請求したい。  2021年8月以降も、メールや面談にて解雇が無効である旨を主張しているが、相手方からは具体的な立証や説明のないままに、度重なる就業規則違反があったとする主張は説得力を欠いており、解雇が有効であるとの一点張りで、紛争の解決には至らなかった。状況が変わらない中、解雇の無効と復職を要求するため、あっせ		
			んを申し立てることにした。		
その他参考となる事項			訴訟を提起しておらず、また、会社には労働組合はない、他の救済機関も利用していない。 弁護士に相談しており、あっせんが合意に至らない場合には、訴訟などの法的手段を行うことも検討している。		

2021年 9 月 3 日 申請人 氏名又は名称 孫 樹 斌

労働局長 殿

# 個別労働紛争の解決 ~裁判所での主な手続~

# 調停

~話合いによる 円満な解決~

[簡易裁判所]

少額訴訟

~1回の審理で行う

迅速な手続~

[簡易裁判所]

労働審判

~3回以内の期日で

実情に即した 柔軟な解決~

[地方裁判所]

#### 〈手続選択のポイント〉

- ●法律の専門家でなくても申立てが容易
- ●必ずしも詳細な主張書面や証拠書類の提出は不要
- ●事案の軽重は問わない

## 〈手続の特徴〉

- ・請求額に制限なし・期日の回数に制限なし・非公開の手続
- ・労働関係の専門家等の調停委員2名以上が手続に関与
- 調停が成立しない場合、裁判所が決定を行う可能性あり

# 〈手続選択のポイント〉

- ●法律の専門家でなくても申立てが比較的容易
- ●訴え提起時に訴状のほか証拠書類の提出が必要
- ●複雑困難な事案はなじまない

#### 〈手続の特徴〉

- ・60万円以下の金銭請求に限定・原則1回の期日で審理を終了し、直ちに判決
- ・公開の手続 ・専門的知識を有する司法委員が手続に関与
- ・話合い(和解)や支払猶予(分割払等)の判決も可能
- ・被告の希望や事案の内容によっては、通常訴訟に移行
- ・控訴はできない(簡易裁判所への異議申立てのみが可能)

# 〈手続選択のポイント〉

- ●的確な主張・立証のため弁護士に依頼することが望ましい
- ●申立時に詳細な申立書のほか証拠書類の提出が必要
- ●争点が複雑な事案や膨大または緻密な立証が要求される 事案はなじまない

#### 〈手続の特徴〉

- ・原則3回以内の期日で審理・非公開の手続
- ・労使双方の専門家である労働審判員2名が手続に関与
- ・適宜調停を行い、まとまらなければ最終的には労働審判
- ・労働審判に異議が出るなどの場合, 訴訟に移行

# 訴訟

~判決によって解決~

140万円以下 →[簡易裁判所] 140万円を超える →[地方裁判所]

#### 〈手続選択のポイント〉

- ●的確な主張・立証のため弁護士等に依頼することが望ましい
- ●厳格な手続の下、裁判所の判断を求める事案になじむ

#### 〈手続の特徴〉

- ・法廷での公開の手続
- ・厳格な手続による紛争解決の最終手段(主張や証拠に基づいた判断)
- ・話合い(和解)を試みることもある

#### 他の紛争解決機関について

東京紛争調整委員会によるあっせん・調停のほか、紛争解決制度又は相談先の例として、以下のような ものがありますので、ご参考にしてください。

#### 《裁判所における手続》

制度名	制度の概要	取扱機関
民事調停	調停員を通した話合いの手続きで、当事者の言い分を聞きながら	簡易裁判所
是(東京町並	解決を目指す非公開の手続(東京簡易裁判所では、労働関係の調停	00
	事件については、労働問題に関する専門的知見を有する調停委員が	
	つくことも多い。)	100 100 克士奥尔
民事訴訟	公開の法廷で、双方が自分の言い分(主張)とそれを裏付ける証	140万円を超える場合
	拠を出し合い、裁判所が、どちらの言い分が正しいかを判断して判	→ 地方裁判所
	決をする手続(民事訴訟では、主張と証拠の提出は、原則として、	140 万円以下の場合
	自己の責任において行う。)	→ 簡易裁判所
少額訴訟	60万円以下の金銭の支払いについて、原則として審理を1回の手	簡易裁判所
	続で終わらせて、直ちに判決をする手続(1回の期日で終了するた	
	め、期日前に主張と証拠を出し尽くす必要がある。)	
労働審判	労働審判委員会(裁判官と労使双方の専門家で構成する。)が、双	地方裁判所
	方の主張と証拠を基に審理した上で、話合いによる解決(調停)を	
	目指す手続。話合いができないときは、審判を経て、異議があれば	1進名。東京スラでき
	民事訴訟に移行する(原則として3回以内の期日で終了するため、	
H	充実した内容の申立書と必要な証拠を提出することが重要であり、	
	そのためには、弁護士を選任することが望ましい。)	•

- ※ いずれの手続でも話合いがまとまれば、和解・調停による解決が可能です。
- ※ 判決、審判、和解、調停ともに、金銭の支払等を命じられた当事者がこれに従わないときは強制執行の申立てを行い、取り立てることになります。強制執行(差押え)の対象となる相手方の財産については、当事者自身が探索し、財産を特定して、別途、申立てを行うことになります。

#### ~手続先~

東京地方裁判所	千代田区霞が関	03-3581-5909	裁判所における手続を利用される場合
(通常訴訟・労働審判)	1-1-4		は、まず、弁護士に相談されることをお勧
東京簡易裁判所	千代田区霞が関	03-3581-5289	めします。
(通常訴訟・少額訴訟)	1-1-2		他にも、立川に地裁支部、八王子、武蔵
東京簡易裁判所	墨田区錦糸4-	03-5819-0232	野、青梅、町田などに簡易裁判所がありま
墨田庁舎	16-7		す。それぞれの裁判所が管轄する地域につ
(民事調停)			いては、裁判所にご確認下さい。

# ~時効の更新について~

あっせん・調停が打ち切られた場合、申請人がその旨の通知を受けた日から 30 日以内に、あっせん・ 調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、申請の時にさかのぼって訴えの提起があった ものとみなされます。

#### 《相談・問い合わせ先》

名称	所在地	電話番号	内容		
法テラス東京	法制度や相談窓口の案内。				
	収入等の基準を満たす場合の無料法律相談、弁護士費用等の立替え(民事法律扶助)				
	【所在地等については、下表〔法テラス一覧〕をご覧下さい。】				
弁護士会	新宿区左門町2-6	03-5312-2818	弁護士会が運営。		
四谷法律相談	ワコールビル8 F	1回の公田社会長 女			
センター			法律相談。		
霞が関法律	千代田区霞が関1-1-3	03-3581-1511	SECTION STATES		
相談センター	弁護士会館3 F	(, enough	事前予約制【有料】		

#### [法テラス一覧]

(14) ) 563			
名称	所在地	電話番号	労働相談
法テラス東京	新宿区西新宿1-24-1	050-3383-5300	月曜日から金曜日
	エステック情報ビル13F	(新日子)(古斯斯) 多字號	10~12 時、13~16 時
	9475ER50618	19日本の日本日本の	月曜日・金曜日
	Grad 集団	1508198310# .	13~16 時
	· 计算管据 医外腺炎 其实降	· 国政、社会委员及社	土曜日
	a. ( )	esizone las	10~12時、13~15時
法テラス上野	台東区上野2-7-13	050-3383-5320	毎週月・木曜日
	JTB・損保ジャパン日本興亜	8.7.38939	13~13 時半
	上野共同ビル6F		
法テラス多摩	立川市曙町 2—8-18	050-3383-5327	毎週月・木曜日
Temanan	東京建物ファーレ立川ビル5	12-1838-t01 E176 EL76	10~12 時、13~16 時
less sca.	Females, 1 a selection		F-1 (whom chinks)